

火葬場の整備等に対する財政措置及び関係法令の整備について

関東部会提出

高齢化の進展に伴い、全国的に火葬需要が増加しており、今後、本格的な多死社会の到来により、更なる需要の増加が見込まれている。また、多くの地方自治体では、急激な需要増加により、火葬供給能力を超え、火葬待ちの長期化・常態化などといったことが懸念されるとともに、火葬場の老朽化も深刻であることから、火葬場の新增設、建て替え、改修、炉等の設備の更新など、火葬場の整備等が喫緊の課題となっている。

火葬場は耐久性や専門性の高い設備等が求められることに加え、近年の建設費用の高騰等により、整備等には多額の費用を要するが、一般廃棄物処理施設（焼却施設）や終末処理場などの他の公衆衛生施設の整備と異なり、国による財政支援制度がないため、地方自治体の大きな負担となっている。

国は、原則として地方自治体が火葬場の経営主体となることや、公衆衛生の確保に加え、持続性や非営利性を確保すること等を求めており、実態としても、多くの火葬場が公設公営であるなど、法令上の規定はないものの、事実上、地方自治体が整備や運営をせざるを得ない状況となっている。

火葬場は他の公衆衛生施設と同様に、市民生活及び公衆衛生の確保のために必要不可欠な施設である。

そこで、以下について要望する。

記

- 1 地方自治体による火葬場の整備等について、補助制度を創設するなど必要な財政措置を早急に講ずること。
- 2 火葬場の整備等に係る国と地方自治体の役割分担や、地方自治体が担うべき事務・権限に見合った財政支援に関しては、本来法令により明文化すべきものであることから、関係法令の整備に関しても併せて進めること。
- 3 財政措置及び関係法令の整備に当たっては、地域の実情に応じた柔軟な整備・運営形態を認めること。